

設工認申請漏れがないことの確認作業について

令和 2 年 10 月 21 日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

1. 経緯

令和 2 年 9 月 29 日の審査の進め方に関する面談において、安全・核セキュリティ統括部を通じ大島管理官より設工認申請漏れ防止対策について説明するよう指示があったため、改めて設工認申請漏れがないことの確認を行う。

2. 設工認要否整理表の再確認

設工認申請漏れがないことの確認に先立ち、設工認要否整理表について 1) に示す手順で設工認要否整理表を再確認し、修正すべき個所については見直しを行う。

設工認要否整理表について、以下の観点で見直しを行う。

- ①R2. 1. 27 以降に設工認の申請対象に追加されたものを「○」に見直す。
- ②整理表は設工認その 1 3 の申請対象を洗い出す目的であったため、R2. 1. 27 時点で既に設工認申請していたもの（その 1～その 1 2）は「◎、△」とした。これらを、新規制基準対応として適合性を示すものと整理し、「○」に見直す。
- ③R2. 1. 27 時点で設工認その 1 3 の申請対象として「○」としたもののうち、安全機能を有しないため評価対象外としたものや機能喪失に至った場合でもフェールセーフの設計により施設の安全性を確保できるため評価対象外としたものを「×」に見直す。

No.	変更理由	変更内容	備考
①	R2. 1. 27 以降の設工認申請及び補正において申請対象に追加されたもの。	「×、◎、△」→「○」	この変更を* 1 とする
②	R2. 1. 27 以前に申請した新規制基準対応に係る設工認において適合性を説明しているもの。	「◎、△」→「○」	この変更を* 2 とする
③	R2. 1. 27 以降の設工認申請及び補正において申請対象外としたもの。	「○」→「×、◎、△」	この変更を* 3 とする

※また、整理表中の各記号の意味を以下のとおり見直す。

- －：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いことを示す。
- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、新規制基準対応として適合性説明を要することを示す。

- △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため(もしくは他の回の申請で説明するため)適合性説明を省略することを示す。
- ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認または現在申請中の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくもの。
- ×：当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。

3. 内部火災影響評価の対象設備に係る設工認要否整理表上の位置付けの再整理

設工認その13第7編で申請した内部火災影響評価に関しては、設置許可申請書に記載した内部火災に対する防護対象設備が護られるか評価するものである。

火災防護に関しては技術基準規則第21条(安全設備)の第1項第2号(多様性、多重性、独立性)、第4号イ(難燃材、不燃材)、第4号ロ(消火設備)、及び第4号ハ(防火対策)のいずれかあるいはそれらの組合せによって達成されるものである。設工認その13第7編にて申請した防護対象設備の防護方針としては第21条第1項第2号(多様性、多重性、独立性)又は第4号イ(難燃材、不燃材)により防護するもの(炉心等水中に設置してあるものを除く。)であるが、第2号に対しては内部火災に対する防護対象設備以外にも安全設備として該当する設備が複数あること及び第4号イに関しては設置時に材料検査により確認を受けているものであり、本申請にて新たに適合性を示すものではないことから、設工認要否整理表で設工認その13第7編の申請対象設備を一見して特定し難い状況にある。

このため、設工認その13第7編内部火災影響評価の申請対象設備に対しては、以下の整理に基づき整理表を見直す(この変更を*4とする。)

要求事項	対象設備	備考
第21条第1項第2号(多重性、多様性、独立性)により機能を確保するもの	動的機能を必要とするもの(崩壊熱除去運転、状態監視)	1次冷却材補助ポンプ、非常用電源、計装設備
許可申請書との整合のため、火災により機能喪失しないことを説明するもの	第21条第1項第4号イ(難燃材、不燃材)により機能を確保するもの	原子炉プール、冷却系設備等、設置時に材料検査に合格済みのため、本申請にて適合性を示すものではない
	炉心、使用済燃料等、水中に設置されているため火災の影響を受けるおそれのないもの	炉心、使用済燃料等 炉心、使用済燃料等は設置条件から火災により損傷を受けるおそれがないものであるが、許可書との整合のため、評価を記載している。

4. 設工認申請漏れがないかの確認

2. で再整理を行った設工認要否整理表について、「○」となっているものが漏れなく申請されていることを確認する。

5. 今後の対応

現在、2. ～ 4. に従い設工認要否整理表及び技術基準規則毎の JRR-3 原子炉施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧表の見直しを進めている最中であり、作業終了次第改めて結果を報告する。